

## 5 第 37 条《寄附金の損金不算入》関係

### 【新設】（優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額）

2-9 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 2 章《優先出資の発行》の規定に基づき発行される有価証券をいう。）を発行する同法第 2 条第 1 項《定義》に規定する協同組織金融機関に係る法第 37 条第 1 項及び第 4 項《寄附金の損金不算入》に規定する「資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額」については、当該協同組織金融機関の出資金の額によるのではなく、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 42 条《資本金及び資本準備金》の規定による資本金の額及び資本準備金の額の合計額によるのであるから留意する。

### 【解説】

- 1 令和 2 年度の税制改正における連結納税制度の見直しに伴い、寄附金の損金不算入制度（法 37、以下「本制度」という。）における一般の寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額に係るいわゆる資本金基準が見直され、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」とされた（法 37①④、令 73①一イ、77 の 2①一イ）。
- 2 ところで、金融機関のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 2 条第 1 項《定義》に規定する協同組織金融機関については、同法の規定に基づく優先出資を発行する場合があるが、そのような金融機関にあつては、その貸借対照表上の勘定科目としてそれぞれ「出資金」と表示される金額及び「資本準備金」と表示される金額があるところ、このような場合に本制度における上記 1 の資本金基準ではどの金額を用いればよいか、といった疑問が生ずる。  
この点について、同法第 42 条《資本金及び資本準備金》の規定によれば、貸借対照表上「出資金」と表示される金額に相当するものは同法の規定上資本金として取り扱う旨を定めていることから、このような金融機関については、資本金の額と資本準備金の額の合計額によることになる。本通達では、このことを留意的に明らかにしている。
- 3 なお、上記 1 の改正は、グループ通算制度を適用しない法人についても同様の取扱いとされており、本通達に定める取扱いはグループ通算制度を適用しない法人にも同様に適用されることを、グループ通算通達 4-1 《単体法人にも共通して適用される取扱い》において明らかにしている。